令和６年能登半島地震にかかるＪＡバンク三重での貯金の緊急払出し等について

令和６年１月１１日

このたびの令和６年能登半島地震により被害を受けられましたみなさまに対しまして、心からお見舞い申しあげます。

甚大な被害を受けている石川県内のＪＡご利用者のみなさまを対象に、２０２４年２月２９日まで、ＪＡバンク三重（三重県下ＪＡ/ＪＡ三重信連）の店舗で貯金の緊急払出し対応を行うことといたしました。

通帳やお届け印をお持ちでない場合でも、お取引ＪＡ以外のＪＡバンク三重（三重県下ＪＡ／ＪＡ三重信連）の店舗にて、本人確認のうえ、１０万円を上限として貯金の払い出しをさせていただきます。

また、お届け印、通帳、証書またはキャッシュカード等を喪失した場合の届出もお取引ＪＡ以外のＪＡバンク三重（三重県下ＪＡ／ＪＡ三重信連）の店舗にて受付いたします。

詳細についてはこちらをご覧ください。

以上